

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の経済的支援を行うことにより、本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対して予算の範囲内で郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 令和4年度受給世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、令和4年度中に本補助金を受給した夫婦をいう。
- (3) 住居費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、結婚を機に市内での住宅の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含む。）
 - イ 当該住宅のリフォーム費（既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）
 - ウ 当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、前号の住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯及び令和4年度受給世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請をする日において、夫婦の双方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。ただし、夫婦の一方が申請に係る住宅の所在地に住民登録を有した後、やむを得ない事情で住民登録を異動した場合はこの限りではない。
- (2) 令和4年分（令和4年1月1日から同年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、令和4年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (3) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく

補助金の交付を受けていないこと（令和4年度受給世帯を除く。）。

(5) 夫婦が市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

(6) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 住居費は、1つの住宅に要した費用のみを対象とする。

3 住居費のうち、住宅の購入費については、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した当該住宅の購入費用は対象とする。

4 住居費のうち、住宅のリフォーム費については、婚姻日より前に実施した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅に係るリフォーム費用は対象とする。

5 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 新婚世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分を上限とする。

この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(2) 令和4年度受給世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分より令和4年度受給分の月数を引いた月数分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(3) 夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降をいう。）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 新婚世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 令和4年度受給世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円から令和4年度中に受給した額を控除した額を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し

(2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）

- (3) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する令和4年分の所得を証明するもの）
- (4) 離職したことが確認できる書類（第3条第2号ただし書アに該当する場合）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第3条第2号ただし書イに該当する場合）
- (6) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
- (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築又はリフォームした場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
- (9) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中給与所得者であった場合）
- (11) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 令和4年度受給世帯について、第1項第1号及び同項第2号に規定する書類は添付を省略できることとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

郡山市長

(申請者)

住所 〒

氏名

電話番号

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金の交付を受けたいので、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

(1) 婚姻年月日		年 月 日		
(2) 新居に住民票をおいた日 ※住所を定めた年月日		(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
(3) 世帯の合計所得金額		(夫) 所得額 円	奨学金返済額を差引いた 世帯の合計所得金額	
		-奨学金返済額 円		
		(妻) 所得額 円	円	
		-奨学金返済額 円		
(4) 対象経費内訳	住居費（賃借）	契約締結年月日	年 月 日	
		賃料（家賃）	月分	賃料 円
			実際の支払日	住宅手当 円
		※最大6か月分まで	年 月 日	①賃料-住宅手当 円
			月分	賃料 円
			実際の支払日	住宅手当 円
			年 月 日	②賃料-住宅手当 円
			月分	賃料 円
			実際の支払日	住宅手当 円
			年 月 日	③賃料-住宅手当 円
			月分	賃料 円
			実際の支払日	住宅手当 円
年 月 日	④賃料-住宅手当 円			
	月分	賃料 円		
	実際の支払日	住宅手当 円		
	年 月 日	⑤賃料-住宅手当 円		
	月分	賃料 円		
	実際の支払日	住宅手当 円		
	年 月 日	⑥賃料-住宅手当 円		

(4) 対象経費内訳	住居費（賃借）	賃料（家賃）	①+②+③+ ④+⑤+⑥	円
		共益費 ※最大6か月分まで		円
		敷金		円
		礼金		円
		仲介手数料		円
		小計【A】 ※太枠内の合計		円
	住居費（購入・新築・リフォーム）	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額【B】		円
	引越費用	引越年月日	年 月 日	
		引越費用【C】		円
令和4年度受給額及びその他の補助金等	交付額【D】		円	
対象経費合計額【E】 ※【A】+【B】+【C】-【D】			円	
(5) 補助金申請額 ※【E】と30万円を比べて少ない方の金額を記入（1,000円未満切り捨て）			円	

2 補助金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他			
	支店 本店	預金種別	普通(総合) ・ 当座 ・ 貯蓄
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人については必ず申請者氏名と一致すること。

3 添付書類（本申請に添付する書類に☑を記入）

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本 | <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書の写し |
| <input type="checkbox"/> 住民票 | <input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し |
| <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 | <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（第2号様式） |
| <input type="checkbox"/> 離職していることが確認できる書類 | <input type="checkbox"/> 同意書兼誓約書（第3号様式） |
| <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |
| <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書及び領収書の写し | |
| <input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書及び領収書の写し | () |

（給与等の支払者）

所在地

名称

氏名

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所	
氏名	

太枠内はあらかじめ申請者本人が記入してください。

2 住宅手当支給状況

給与等の支払年月	住宅手当の支給有無 ※該当する方にチェック	住宅手当の支給額
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円

太枠内はあらかじめ申請者本人が補助を申請する賃料・共益費の支払年月を記入してください。

※1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等の月額のことです。

※2 本様式の代わりに、給与等の支払年月全ての給与明細を添付することもできます。

第3号様式（第6条関係）

同意書兼誓約書

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金の申請に関し、下記の各事項について同意及び誓約します。

記

※各欄に✓を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	同意・誓約事項
		本補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票及び所得について、市が関係機関へ照会を行うこと、並びに令和4年度の本補助金の受給状況を確認することに同意します。
		本補助金の交付に必要な範囲において、郡山市税の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。 【確認税目】個人市民税、固定資産税(都市計画税含む。)、軽自動車税及び国民健康保険税
		市税(個人住民税以外の税目を含む。)について、過年度分を含め滞納はありません。
		本要綱に基づく補助又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の補助を過去に受けていません。 ※令和4年度受給世帯を除く。
		本補助金のほか、補助対象経費について公的制度による補助を受けていません。
		暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではありません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		※該当者のみチェック 賃借に係る費用について、申請する賃料等の支払日以前から無職であったため、住宅手当の支給を受けていません。 (夫)勤務先： _____ 退職日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (妻)勤務先： _____ 退職日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
		※該当者のみチェック 賃借に係る費用について、自営業のため住宅手当の支給を受けていません。
		※その他誓約について指示を受けた場合に記入

【署名欄】

年 月 日

申請者及び配偶者 郡山市

住 所

申請者氏名

配偶者氏名

第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金について、下記のとおり決定したので、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額

円